

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の概要

基礎的電気通信役務について他の電気通信事業者が提供しない区域における提供の義務を負う最終保障電気通信事業者について規定するほか、NTT東西の業務の範囲を見直す等の措置を講ずる。

背景

- 令和6年4月に公布・施行された改正NTT法の附則において、令和7年常会を目途として、NTTに対する規制の見直しを含む法案を提出するとされたこと等を踏まえ、ユニバーサルサービス(基礎的電気通信役務)の確保、NTT東西の業務等について、時代に即した見直しを行う。

改正の概要

1. ユニバーサルサービスの確保

- ・ NTTの電話のあまねく提供責務を見直し、電話・ブロードバンドともに、複数事業者が連携して全国をカバーする最終保障提供責務※を設ける。

※責務の担い手は、指定事業者(申請により指定を受けて交付金を受ける者)がいる地域では指定事業者、指定事業者がいない地域ではNTT東西

〔あまねく提供責務 : 他事業者の提供地域を含め、全国あまねく提供する責務〕
〔最終保障提供責務 : 誰も提供していない地域でのみ、提供する責務〕

2. NTT東西の業務範囲規律の見直し

- ・ NTT東西の県域業務規制(本来業務を県内通信を扱う業務に限定)は撤廃するなど、業務範囲の規制を緩和する。

3. 通信インフラの維持・確保

- ・ NTT東西の線路敷設基盤(電柱・管路等)の譲渡等を認可対象とする。
- ・ インフラシェアリング事業者※について、適正・公平な利用等を担保した上で、公益事業特権(土地等の使用に係る権利)を付与する。

※基地局用の鉄塔等を携帯電話事業者に貸し出す事業を行う者

4. 電気通信番号制度の見直し

- ・ 番号使用計画の認定の欠格事由に特殊詐欺犯(詐欺罪等)を追加する。

等